

車両の種類		番号標に表示 されている番号
運転の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
通行しようとする通行禁止道路の区間		
やむを得ない理由		

第 号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1 現場警察官から許可証の提示を求められた場合は、この許可証を提示すること。
	2 通行を許可する時間帯は、 時 分から 時 分までの間とする。

年 月 日

大阪府 警察署長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(教示事項)
この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。